



# 大津市公報

平成 24 年 6 月 4 日  
号外 (第 32 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	
78	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
79	大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則..... 1
80	大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 2
<b>訓 令</b>	
13	大津市庁議規程の一部改正..... 2
14	大津市事務決裁規程の一部改正..... 2
15	大津市建設工事契約審査委員会規程の一部改正..... 2
16	大津市土地利用問題協議会規程の一部改正..... 3

## 規 則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成24年 6 月 4 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第78号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成24年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第16条第 5 項中「政策統括監及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

	「	記録（起案）者  <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <span>部</span> <span>課</span> <span>印</span> </div>	を	「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">文書管理番号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">記録（起案）者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部</td> <td style="text-align: center;">課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部</td> <td style="text-align: center;">課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> </table>	文書管理番号		記録（起案）者		部	課	部	課	印	印	に改める。
文書管理番号																
記録（起案）者																
部	課															
部	課															
印	印															

### 附 則

この規則は、平成24年 6 月 5 日から施行する。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成24年 6 月 4 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第79号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中政策統括監及び技術統括監の項を次のように改める。

技術統括監		環境部、都市計画部及び建設部の事務を統括するとともに、その他の事務で市長が特に命ずるものを処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-------	--	--

**附 則**

この規則は、平成24年6月5日から施行する。

-----  
大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年6月4日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第80号**

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表9級の項中「、政策統括監」を削る。

**附 則**

この規則は、平成24年6月5日から施行する。

**訓 令**

**大津市訓令第13号**

大津市庁議規程（平成3年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月4日

大津市長 越 直 美

第3条中「、政策統括監」を削る。

第8条第2号及び第18条第2号中「政策統括監、」を削る。

**附 則**

この訓令は、平成24年6月5日から施行する。

**大津市訓令第14号**

大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月4日

大津市長 越 直 美

第4条の2の見出し中「政策統括監及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とする。

第18条第1項の表中「政策調整部、総務部、市民部、福祉子ども部、健康保険部及び産業観光部にあつては政策統括監、環境部、都市計画部及び建設部にあつては技術統括監」を「主管の部長（環境部、都市計画部及び建設部にあつては、技術統括監）」に改め、「主管の部長」の次に「（環境部、都市計画部及び建設部に限る。）」を加える。

**附 則**

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年6月5日から施行する。

（市長の権限に属する事務を教育長、教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員が補助執行する場合の事務決裁規程の一部改正）

2 市長の権限に属する事務を教育長、教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員が補助執行する場合の事務決裁規程（平成6年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「政策調整部、総務部、市民部、福祉子ども部、健康保険部及び産業観光部にあつては政策統括監、環境部、都市計画部及び建設部にあつては技術統括監」を「主管の部長（環境部、都市計画部及び建設部にあつては、技術統括監）」に改め、「主管の部長」の次に「（環境部、都市計画部及び建設部に限る。）」を加える。

**大津市訓令第15号**

大津市建設工事契約審査委員会規程（昭和41年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月4日

大津市長 越 直 美

第3条第1項中「10人」を「9人」に改め、同条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第

9号までを1号ずつ繰り上げる。

**附 則**

この訓令は、平成24年6月5日から施行する。

**大津市訓令第16号**

大津市土地利用問題協議会規程（平成9年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月4日

大津市長 越 直 美

第2条第2項中「、政策統括監」を削る。

第3条第3項中「、政策統括監の職にある者」を削る。

第3条第5項中「あるとき」の次に「、又は会長が欠けたとき」を加える。

**附 則**

この訓令は、平成24年6月5日から施行する。